

令和4年度

児童クラブについて



碧南市役所福祉こども部こども課

1 児童クラブについて

児童クラブとは、保護者の方が仕事をしているため、放課後の面倒をみることができない留守家庭児童（いわゆるかぎっ子）を対象に、保護者に代わって適切な指導、保護及び育成を行うことを目的とする施設です。

2 利用料金について

※最大利用可能時間19時まで

通所区分	利用時間	利用料金		備考
A	17時までの利用	月額3,000円	8月のみ	傷害保険料を含む
B	17時を超える利用	月額5,000円	月額8,000円	

- 区分Bは17時以降におやつを提供します（食物アレルギー対応はできません）。
- ひと月の間に、1日でも17時を越える利用がある場合は区分Bの利用料金となります。A区分の方で17時以降のお迎え遅れがあった場合はB区分利用料の負担をしていただきます。
- 利用料金の減免

次の事項のいずれかに該当する場合は「児童クラブ利用料減免申請書」の提出により、提出の翌月から利用料金が減免されます。提出がない場合は、減免されません。また、提出が遅れた場合は、料金が発生する場合があります。

ア 生活保護世帯

イ 児童扶養手当受給者世帯（全額支給停止世帯を除く）。

（注：児童扶養手当はひとり親世帯のみ受給資格があります。中学生以下の児童がいる世帯が支給対象となる児童手当とは異なります。）

ウ その他、特に支払いが困難であると認められる場合。

3 児童クラブの通所について

児童クラブを利用できる児童は、次項のいずれにも該当する場合です。

- 市内に住所を有している。
- 市内の小学校に在籍し、一人で通所できる児童であること。
- 授業終了後、帰宅しても児童の保護者及び同居の親族が次の通所基準のいずれかに該当することにより児童の保護ができないことが常と認められる場合であること。

《通所基準》

1 日中に居宅外で労働することを常としている場合。（ア、イとも満たす方）

ア 就労時間が1日3時間以上

イ 勤務終了時間が午後3時を超える（3年生まで）

勤務終了時間が午後4時を超える（4年生以上）

但し、4月1日から30日までの期間（1年生のみ）と長期休業期間中の通所（全学年）は、勤務終了時間が午後0時を超える場合

2 病気、負傷等による入院（母親が出産のため含む）をしている場合。

3 精神や身体に障害があり、児童の保護が困難と認められる場合。

4 震災・風水害・火災・その他の災害によって、その復旧に当たっている場合。

※2から4については、通所期間が限定されることがあります。

また診断書（期限のない診断書については半年毎）を提出していただく場合があります。

- 少なくとも2ヶ月間は「保護ができない期間」があること。
- 児童クラブは保護者が家庭で保護できない時間帯を利用していただく施設です。「家庭状況証明書」で確認できる範囲内での利用となります。保護者の短時間就労の場合における児童の長時間利用は利用料金の負担にかかわらずできません。
- 利用基準時間は同居の家族の方で一番早く仕事等が終了する（一番先にクラブにお迎えにくることができる）方の就労時間帯を基準とします。
- 同居の家族（父母・祖父母・叔父叔母など）のどなたかの仕事が休みの日、また在宅勤務日は児童

クラブを利用することはできません。

(8) 保護者等が利用時間までに児童の迎えが可能であること（ただし、次の場合を除く）。

ア 下校時刻までに児童が一人でクラブから帰宅できる場合

イ ファミリー・サポート・センター事業の利用等により、成人による迎えが利用時間までに可能な場合

(9) 19時以降のお迎え遅れは「下校時間内の児童一人帰り」または「退所」を検討していただきます。

(10) 申請内容に変更のあった場合は、速やかに通所クラブへお知らせください。

※就労の場合の保護できない度合いは、就労時間数と就労時間帯で判断します。

(11) 夏休みについては、夏休みのみ利用したい児童と利用しなくてもよい児童が混在するため、8月に限って利用しない場合は利用料が発生しない制度もあります。この制度の希望確認は夏休み前に行います。

(12) 本通知及び申込案内を理解して承諾していること。

4 退所について

通所期間の途中で家庭において保護ができることになった場合（仕事をしなくなった等）は、「児童クラブ退所届」をすみやかに提出してください。その場合、退所する月の分まで利用料が発生します。

なお、次に該当する場合は、児童クラブを退所していただきます。

(1) 申請状況から判断して利用実績が極端に少ない場合。ただし、次の場合は除きます。

- ① 病気等の理由であらかじめ児童クラブに通所できない日として連絡のあった日
- ② 4月1日から4月30日までの間
- ③ 学校の春夏冬休みの間

(2) 19時までに迎えが来られないと判断された場合。

(3) 出産入院中を除き、産前産後休業、育児休業に入った場合

(4) 利用料金を2ヶ月連続で滞納した場合。

(5) 集団生活が困難、他害行為が著しい等、運営に支障があると認められる児童の場合。

(6) 利用申請と実際の勤務状況に大きな乖離が確認された場合。

(7) 申請書等に虚偽の内容があった場合、又は利用上のきまりを守られない場合。

(8) 同居の家族（父母・祖父母・叔父叔母など）のどなたかの仕事が休みにも関わらず、私的な理由（「家庭状況証明書」の内容以外）により利用していることが判明した場合。

5 碧南市内の児童クラブ

学区	児童クラブ名		電話番号	定員	閉所時間	
					平日	土曜日
新川	①	新川児童クラブ	46-1905	140名	19時	18時
中央	②	中央児童クラブ	46-3184	140名		
西端	③	西端児童クラブ	46-3264	75名		
棚尾	④	棚尾児童クラブ	46-5131	130名		
鷺塚	⑤	鷺塚児童クラブ	46-6010	80名		
	⑥	第2へきなんこども園児童クラブ	42-8222	20名		
大浜	⑦	大浜児童クラブ	46-6362	80名		
日進	⑧	日進児童クラブ	46-1262	50名		

<注意>

※土曜日の開所時間は午前8時から午後6時です。

※春夏冬休み期間の平日の開所時間は、午前7時30分からです。

但し、午前7時30分から8時の利用には「早朝利用申請書」の提出が必要となります。

※日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は、休所となります。

6 問合せ先

- 空き状況・利用・申し込み 通所を希望する各児童クラブ
- 碧南市役所福祉こども部こども課 TEL 95-9886
- 社会福祉協議会 TEL 46-3702